

(地Ⅲ90)

平成26年7月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則
及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年7月2日に、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が7月16日に公布され、10月1日から施行されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

本会としましては、かねてワクチンで防ぐことができる病気（VPD：Vaccine Preventable Diseases）からひとりでも多くのひとを救うため、定期接種の拡大を訴えてまいりました。

今回の改正により、定期の予防接種の対象疾病について、水痘をA類疾病に、高齢者の肺炎球菌感染症をB類疾病に追加されることとなりました。

なお、それぞれの対象者については、水痘が生後12月から生後36月に至るまでの間にある者、高齢者の肺炎球菌感染症は65歳の者、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者としておりますが、一定の間、経過措置が講じられることとなっておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

今回の改正のその他詳細については、別添をご確認いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくようお願い申し上げます。

健発0716第24号
平成26年7月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第247号）が今月2日に、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第80号）が本日、それぞれ別紙のとおり公布され、本年10月1日から施行することとしている。これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、平成26年10月1日以後の予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）をそれぞれ「令」、「施行規則」及び「実施規則」と、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令をそれぞれ「改正政令」及び「改正省令」と、それぞれ略称する。

記

第一 概要

1 対象疾病の追加

定期の予防接種の対象疾病について、水痘をA類疾病に、高齢者の肺炎球菌感染症をB類疾病に、それぞれ追加すること。（令第1条及び第1条の2関係）

2 定期の予防接種の対象者

(1) 水痘

対象者は生後12月から生後36月に至るまでの間にある者とする

こと。(令第1条の3関係)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症

対象者は次のとおりとすること。(令第1条の3関係)

ア 65歳の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(施行規則第2条の3関係)

3 予防接種の対象者から除かれる者

高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種については、法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者を定期の予防接種の対象者から除くこと。(施行規則第2条関係)

4 高齢者の肺炎球菌感染症の長期療養特例

高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことその他の特別の事情があることにより当該定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、当該定期の予防接種の対象者とすること。(令第1条の3第2項関係)

5 接種方法

(1) 水痘の予防接種

水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを3月以上の間隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。(実施規則第20条関係)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとすること。(実施規則第22条関係)

6 水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の副反応報告基準

水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことによる

ものと疑われる症状として医療機関等が厚生労働大臣に報告すべき症状は、対象疾病の区分ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の右欄に掲げる期間内に確認されたものとする。こと。（施行規則第5条関係）

対象疾病	症状	期間
水痘	アナフィラキシー	4時間
	血小板減少性紫斑病	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
高齢者の肺炎	アナフィラキシー	4時間
	ギラン・バレー症候群	28日
球菌感染症	血小板減少性紫斑病	28日
	蜂巣炎（これに類する症状であって、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	7日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

7 経過措置

(1) 水痘

ア 平成26年10月1日より前の接種の取扱い

改正省令の施行前の注射であって、定期の予防接種の水痘の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種の水痘の注射と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種の水痘の注射を受けた者とみなすこと。（改正省令附則第3項関係）

イ 対象者及び接種方法

平成26年度に限り、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者について対象者とする。こと。（改正政令附則第2項関係）

当該対象者については、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。(改正省令附則第2項関係)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症

ア 改正政令の施行の日から平成27年3月31日までの間

平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者を対象者とすること。(改正政令附則第2項関係)

イ 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を対象者とすること。(改正政令附則第3項関係)

第二 施行期日

これらの改正は、平成26年10月1日から施行すること。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中、「痘そつ」を、「次に掲げる疾病」に改め、同条に次の各号を加える。

一 痘そつ

二 水痘

第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の次に次のように加える。

水痘

生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者

第一条の二第二項の表インフルエンザの項第二号中、「呼吸器の機能」の下に、「の障害」を加え、機能に「を」機能の「に改め、同表に次のように加える。

肺炎球菌感染症
症（高齢者が
かかるものに
限る。）

一 六十五歳の者

二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第一条の二第二項中「二年」の下に、「肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して一年」を加え、同条を第一条の三とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（政令で定めるB類疾病）

第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表水痘の項中、「生後三十六月」とあるのは、「生後六十月」と、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中、「六十五歳の者」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」とする。

3 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における改正後の第一条の三第一項の規定の適用については、同項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

予防接種法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定めるA類疾病）</p> <p>第一条 予防接種法（以下「法」という。）第二条第二項第十二号の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。</p> <p>一 痘そう</p> <p>二 水痘</p> <p>（政令で定めるB類疾病）</p> <p>第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第一条の三 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ご</p>	<p>（政令で定めるA類疾病）</p> <p>第一条 予防接種法（以下「法」という。）第二条第二項第十二号の政令で定める疾病は、痘そうとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第一条の二 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ご</p>

とにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予 防 接 種 の 対 象 者
(略)	(略)
ヒトパピローマウイルス感染症	(略)
水痘	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間に ある者
インフルエンザ	一 (略) 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
肺炎球菌感染症	一 六十五歳の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
(高年齢者がかかるものに限る。)	

とにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予 防 接 種 の 対 象 者
(略)	(略)
ヒトパピローマウイルス感染症	(略)
(新設)	(新設)
インフルエンザ	一 (略) 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
(新設)	(新設)

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して一年）を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

○厚生労働省令第八十号
 予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百四十七号)の施行に伴い、並びに予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第一条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十六年七月十六日
 厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
 (予防接種法施行規則の一部改正)

第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「第一条の第二項本文」を「第一条の第三項本文」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者

第二条の二中「第一条の第二項の表インフルエンザの項第二号」を「第一条の第三項の表インフルエンザの項第二号」に、「じん臓」を「腎臓」に改める。
 第二条の六を第二条の七とする。

第二条の五中「第一条の第二項」を「第一条の第三項」に改め、同条を第二条の六とする。
 第二条の四中「第一条の第二項」を「第一条の第三項」に改め、同条を第二条の五とする。
 第二条の三中「第一条の第二項」を「第一条の第三項」に改め、同条を第二条の四とする。
 第二条の二の次に次の一条を加える。

(高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者)

第二条の三 令第一条の第三項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。
 第五条の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の次に次のように加える。

水痘	
アナフィラキシー	四時間
血小板減少性紫斑病	二十八日
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)	
アナフィラキシー	四時間
ギラン・バレー症候群	二十八日
血小板減少性紫斑病	二十八日
蜂巣炎(これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。)	七日
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

第五条の表に次のように加える。

(予防接種実施規則の一部改正)
 第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 インフルエンザの予防接種(第二十条)」を「第九章 インフルエンザの予防接種(第二十条)を」に改める。
 第十一章 高齢者の肺炎球菌感染症(第二十一条)に改める。

種(第二十一条)に改める。
 症の予防接種(第二十一条)に改める。

第六条中「第七号」を「第八号」に改める。

第八条中「又はインフルエンザ」を「、水痘、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)」に、「第九章」を「第十一章」に改める。

第十七条第三項及び第十八条第三項中「第一条の第二項」を「第一条の第三項」に改める。
 第二十条を第二十一条とする。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。
 第九章 水痘の予防接種

(接種の方法)

第二十条 水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを三月以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
 本則に次の一章を加える。

第十一章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第二十二条 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期の予防接種は、二十三価肺炎球菌(肺炎球菌)膜水リサツカライドワクチンを一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則第二条及び第三条中「第一条の第二項」を「第一条の第三項」に改める。

附則第四条第一項中「第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号」を「第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号」を「第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百四十七号)以下「改正令」という。)の施行の日から施行する。

(水痘の予防接種に係る特例)

2 生後三十六月に至つた日の翌日から生後六十月に至るまでの間に係る改正令附則第二項において読み替えて適用する予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)第一条の第三項の規定による水痘の予防接種は、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十条の規定にかかわらず、乾燥弱毒生水痘ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 この省令の施行前の注射であつて、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十条に規定する水痘の注射に相当するものについては、当該注射を同条に規定する水痘の注射と、当該注射を受けた者については、同条の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

予防疫種法施行規則及び予防疫種実施規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○予防疫種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（予防疫種の対象者から除かれる者）</p> <p>第二条 予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防疫種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防疫種を受けたことのある者</p> <p>八 （略）</p> <p>（インフルエンザの予防疫種の対象者）</p> <p>第二条の二 令第一条の三第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>（高齢者の肺炎球菌感染症の予防疫種の対象者）</p> <p>第二条の三 令第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>（長期にわたり療養を必要とする疾病）</p>	<p>（予防疫種の対象者から除かれる者）</p> <p>第二条 予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の二第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>（インフルエンザの予防疫種の対象者）</p> <p>第二条の二 令第一条の二第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（長期にわたり療養を必要とする疾病）</p>

第二条の四 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(特別の事情)

第二条の五 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(特定疾病)

第二条の六 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(予防接種に関する記録)

第二条の七 (略)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
(略)	(略)	(略)
ヒトパピロー マウイルス感 染症	(略)	(略)
水痘	アナフィラキシー 血小板減少性紫斑病	四時間 二十八日

第二条の三 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(特別の事情)

第二条の四 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(特定疾病)

第二条の五 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(予防接種に関する記録)

第二条の六 (略)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
(略)	(略)	(略)
ヒトパピロー マウイルス感 染症	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

	インフルエンザ	肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	<p>その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの</p>	(略)	<p>アナフィラキシー ギラン・バレー症候群 血小板減少性紫斑病 蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）</p>	<p>その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの</p>
<p>予防接種との関連性が高いと医師が認める期間</p>	(略)	<p>四時間 二十八日 二十八日 七日</p>	<p>予防接種との関連性が高いと医師が認める期間</p>			
<p>インフルエンザ</p>	(新設)					
<p>(略)</p>	(新設)					
<p>(略)</p>	(新設)					

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 麻疹及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 日本脳炎の予防接種（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 結核の予防接種（第十六条）</p> <p>第六章 Hib感染症の予防接種（第十七条）</p> <p>第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）</p> <p>第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）</p> <p>第九章 水痘の予防接種（第二十条）</p> <p>第十章 インフルエンザの予防接種（第二十一条）</p> <p>第十一章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（予防接種を受けることが適当でない者）</p> <p>第六条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第二条第二号から第八号までに掲げる者とする。</p> <p>（臨時の予防接種）</p> <p>第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十一章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 麻疹及び風しんの予防接種（第十二条・第十三条）</p> <p>第四章 日本脳炎の予防接種（第十四条・第十五条）</p> <p>第五章 結核の予防接種（第十六条）</p> <p>第六章 Hib感染症の予防接種（第十七条）</p> <p>第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）</p> <p>第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）</p> <p>第九章 インフルエンザの予防接種（第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（予防接種を受けることが適当でない者）</p> <p>第六条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第二条第二号から第七号までに掲げる者とする。</p> <p>（臨時の予防接種）</p> <p>第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症又はインフルエンザの臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第九章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体</p>

の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならぬ。

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 (略)

2 (略)

3 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。)第一条の第三項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第十八条 (略)

2 (略)

3 令第一条の第三項に規定するところにより、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)の予防接種を受けることができなかったと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四日に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第九章 水痘の予防接種

(接種の方法)

ければならぬ。

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 (略)

2 (略)

3 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。)第一条の第二項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第十八条 (略)

2 (略)

3 令第一条の第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)の予防接種を受けることができなかったと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四日に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

(新設)

第二十条 水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを三
月以上の間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、
毎回〇・五ミリリットルとする。

第十章 インフルエンザの予防接種

(接種の方法)

第二十一条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザ
HAワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、
〇・五ミリリットルとする。

第十一章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

(接種の方法)

第二十二条 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定
期の予防接種は、二十三価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワク
チンを一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・
五ミリリットルとする。

附則

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の第三
項(以下「読替後の令第一条の三第一項」という。)の規定
による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン
又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射する
ものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第三期の
予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風
しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇
・五ミリリットルとする。

3 読替後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しん

(新設)

第九章 インフルエンザの予防接種

(接種の方法)

第二十条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザH
Aワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇
・五ミリリットルとする。

(新設)

(新設)

附則

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の第二
項(以下「読替後の令第一条の二第一項」という。)の規定
による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン
又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射する
ものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替後の令第一条の二第一項の規定による風しんの第三期の
予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風
しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇
・五ミリリットルとする。

3 読替後の令第一条の二第一項の規定による麻しん及び風しん

について同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)

第三条 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて予防接種法施行令第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十五条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

について同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)

第三条 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読替え後の令第一条の二第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十五条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

